

○総務省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款（略）</p> <p>第一目～第八目（略）</p> <p>第九目 情報流通行政局（第七十六条―第八十九条）</p> <p>第十目 総合通信基盤局（第九十条―第一百九条）</p> <p>第十一目～第十三目（略）</p> <p>第三節～第五節（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>附則</p> <p>第九目 情報流通行政局 （情報流通行政局に置く課等）</p> <p>第七十六条（略）</p> <p>2 郵政行政部に、次の三課を置く。</p> <p>企画課 郵便課 信書便事業課</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第七十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節（同上）</p> <p>第一款・第二款（同上）</p> <p>第三款（同上）</p> <p>第一目～第八目（同上）</p> <p>第九目 情報流通行政局（第七十六条―第九十条）</p> <p>第十目 総合通信基盤局（第九十一条―第一百九条）</p> <p>第十一目～第十三目（同上）</p> <p>第三節～第五節（同上）</p> <p>第二章（同上）</p> <p>附則</p> <p>第九目 情報流通行政局 （情報流通行政局に置く課等）</p> <p>第七十六条（同上）</p> <p>2 郵政行政部に、次の四課を置く。</p> <p>企画課 郵便課 貯金保険課 信書便事業課</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第七十七条（同上）</p> <p>一～三（同上）</p>

(削る)

四 前三号に掲げるもののほか、情報流通行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(情報通信政策課の所掌事務)

第七十八条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関する事。

九 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関する事。

(企画課の所掌事務)

第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第十四条

第一項、日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第十六

条第一項及び郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第六十

五条第一項

の規定に基づく検査

に関する事。

五 郵政事業のうち郵便事業

以外のものに関する事

六 (略)

四 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関する事。

五 前各号に掲げるもののほか、情報流通行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(情報通信政策課の所掌事務)

第七十八条 (同上)

一 七 (同上)

(新設)

八 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関する事。

(企画課の所掌事務)

第八十七条 (同上)

一 三 (同上)

四 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第十四条

第一項、日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第十六

条第一項、郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第六十五

条第一項及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局

ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一号)第三十一

条第一項の規定に基づく検査並びに独立行政法人通則法第六十

四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成

十九年法律第二十二号)第十六条第一項の規定に基づく独立行

政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機

構の検査に関する事。

五 郵政事業のうち郵便事業、銀行代理業、保険募集(保険業法

(平成七年法律第百五号)第二条第二十六項に規定する保険募

集をいう。第八十九条第一号において同じ。)及び所屬保険会

社等(同法第二条第二十四項に規定する所屬保険会社等をいう

。同号において同じ。)の事務の代行以外のものに関する事

六 (同上)

七 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関すること。

八 (略)

九 (略)

(削る)

(信書便事業課の所掌事務)
第八十九条 (略)

第十目 総合通信基盤局
(総合通信基盤局に置く課)

第九十条 (略)

2 電気通信事業部に、次の七課を置く。

事業政策課

料金サービス課

データ通信課

電気通信技術システム課

安全・信頼性対策課

基盤整備促進課

利用環境課

3 (略)

(総務課の所掌事務)

(新設)

七 (同上)

八 (同上)

(貯金保険課の所掌事務)

第八十九条

貯金保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政事業のうち銀行代理業並びに保険募集及び所属保険会社等の事務の代行に係るものに関すること(第八十七条第四号に掲げるものを除く)。

二 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関すること(第八十七条第四号に掲げるものを除く)。

(信書便事業課の所掌事務)
第九十条 (同上)

第十目 総合通信基盤局
(総合通信基盤局に置く課)

第九十一条 (同上)

2 電気通信事業部に、次の六課を置く。

事業政策課

料金サービス課

データ通信課

電気通信技術システム課

消費者行政第一課

消費者行政第二課

3 (同上)

(総務課の所掌事務)

第九十一条 (略)

(事業政策課の所掌事務)

第九十二条 事業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に関すること(放送に係るものにあつては有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するもの)に限り、データ通信課、電気通信技術システム課及び安全・信頼性対策課の所掌に属するものを除く。

二 四 (略)

(削る)

五 (略)

六 (略)

(料金サービス課の所掌事務)

第九十三条 料金サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 料金その他の電気通信役務に関する提供条件に関すること(データ通信課及び基盤整備促進課の所掌に属するものを除く)。

二 (略)

三 電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務のうち電気通信役務の提供に関する契約に関すること

と(電気通信役務の利用による一般消費者の利益の侵害に関する対策に係るものを除く)。

四 電気通信事業法第七十三条の二第一項の規定による届出の受理に関すること。

(データ通信課の所掌事務)

第九十四条 データ通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 データ通信に係る情報の電磁的流通のための有線の施設の設

第九十二条 (同上)

(事業政策課の所掌事務)

第九十三条 (同上)

- 一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に関すること(放送に係るものにあつては有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するもの)に限り、データ通信課及び電気通信技術システム課の所掌に属するものを除く。

二 四 (同上)

五 電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に関すること(国際戦略局の所掌に属するものを除く)。

六 (同上)

七 (同上)

(料金サービス課の所掌事務)

第九十四条 (同上)

- 一 料金その他の電気通信役務に関する提供条件に関すること(データ通信課の所掌に属するものを除く)。

二 (同上)

(新設)

(新設)

(データ通信課の所掌事務)

第九十五条 (同上)

- 一 データ通信に係る情報の電磁的流通のための有線の施設の設

置及び使用の規律に關すること（電気通信技術システム課及び安全・信頼性対策課の所掌に属するものを除く。）。

二・三 （略）

（電気通信技術システム課の所掌事務）

第九十五条 電気通信技術システム課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律（放送に係るものにあつては、有線ラジオ放送の施設の設置の規律に限る。次条第一号において同じ。）に關する技術的事項に關すること（安全・信頼性対策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 （略）
- （削る）

（安全・信頼性対策課の所掌事務）

第九十六条 安全・信頼性対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に關する技術的事項に關すること（電気通信設備に係る事故に關する対策に係るものに限る。）。
- 二 非常事態における重要通信の確保に關すること（電波部の所掌に属するものを除く。）。

（基盤整備促進課の所掌事務）

第九十七条 基盤整備促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電気通信事業の用に供する電気通信網の整備及び維持に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 二 電気通信事業法第七条に規定する基礎的電気通信役務に關す

置及び使用の規律に關すること（電気通信技術システム課の所掌に属するものを除く。）。

二・三 （同上）

（電気通信技術システム課の所掌事務）

第九十六条 （同上）

- 一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律（放送に係るものにあつては、有線ラジオ放送の施設の規律に限る）に關すること
- 二 （同上）
- 三 非常事態における重要通信の確保に關すること（電波部の所掌に属するものを除く。）。

（消費者行政第一課の所掌事務）

第九十七条 消費者行政第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に關する事務の総括に關すること。
- 二 電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に關すること（消費者行政第二課の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

ること（電気通信技術システム課の所掌に属するものを除く。）。

（利用環境課の所掌事務）

第九十八条 利用環境課は、電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務（料金サービス課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（情報通信行政・郵政行政審議会）

第二百二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）、電気通信事業法、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 (略)

附則

(削る)

（情報流通行政局参事官の設置期間の特例）

第十七条 第七十六条第一項の参事官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（消費者行政第二課の所掌事務）

第九十八条 消費者行政第二課は、電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務のうち電気通信役務の利用による一般消費者の利益の侵害に関する対策に係るものをつかさどる。

（情報通信行政・郵政行政審議会）

第二百二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）、電気通信事業法、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 (同上)

附則

（国際戦略略局参事官の設置期間の特例）

第十七条 第六十七条の参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（情報流通行政局参事官の設置期間の特例）

第十八条 (同上)

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)
第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第六条第一項各号

に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

(削る)

2 | 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、附則第六条第二項に規定する事務をつかさどる。

(削る)

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)
第十九条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十二条第一項において「整備法」という。) 附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二 郵政民営化法に規定する事務(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。
(新設)

(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例)

第二十条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務(前条第一号に掲げるものを除く。)をつかさどる。この場合において、第八十七条第三号中「次条第三号」とあるのは、「次条第三号及び附則第二十条第一項第二号」とする。

一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

二 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

2 | 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち同法第九十四

(恩給管理官の職務の特例)

第十九条 (略)

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百五条第一項に定めるもののほか、当分の間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二二号。以下この項において「整備法」という。)附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七十四條、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第六十八條、整備法附則第十八條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第百五条、整備法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)第七条の二第二項及び整備法附則第四十八條第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 (略)

条に規定する郵便貯金銀行及び同法第二百六條に規定する郵便保険会社に係るもの(同法第百十八條第一項及び第二項並びに第百四十六條第一項及び第二項の規定に基づく検査に関するものを除く。)をつかさどる。

(恩給管理官の職務の特例)

第二十一条 (同上)

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十二条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百五条第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七十四條、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第六十八條、整備法附則第十八條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第百五条、整備法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)第七条の二第二項及び整備法附則第四十八條第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 (同上)